

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金Q & A

目次

【申請受付について】・・・P6～

Q1-1 「内容審査のうえ、先着順に受付」とありますが、内容審査はどのような審査ですか。

Q1-2 オンライン申請と郵送申請で、必要書類は異なりますか。

Q1-3 郵送申請にあたり、募集開始前に発送してもよいですか。

Q1-4 第1次募集で不採択となった場合、第2次募集への申請は可能ですか。また、第1次募集の採択となった場合、第2次募集にも申請することは可能ですか。

Q1-5 令和3年度までに実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」「ミニリバイバル補助金」「IoT・AI活用ステップアップ補助金」の採択事業者も申請可能ですか。

Q1-6 全体の予算額はいくらですか。

Q1-7 採択倍率はどのくらいになりますか。

Q1-8 通常枠と特別枠の両方に申請することはできますか。

Q1-9 通常枠又は特別枠と省エネ・コスト削減枠の両方に申請することはできますか。

【補助対象者について】・・・P7～

Q2-1 売上の減少が要件とのことですが、具体的にどれくらい減少していることが必要ですか。

Q2-2 利益率の減少が要件とのことですが、どのように確認すればよいですか。

Q2-3 利益率の減少が確認できる書類がない場合はどうすればよいですか。

Q 2-4 売上総利益率とはどのようなものですか。

Q 2-5 営業利益率とはどのようなものですか。

Q 2-6 売上高減少要件と利益率減少要件は両方とも満たす必要がありますか。

Q 2-7 利益率の減少率が5%以上となるのはどのような場合ですか。

Q 2-8 新しく創業した事業者でも、補助対象となりますか。

Q 2-9 コロナ前の令和元年度は個人事業主でしたが、コロナの期間に法人成りしました。この場合、補助対象となりますか。

Q 2-10 一般財団法人、社会福祉法人、学校法人や複数の者で作った団体(任意団体)などは補助対象となりますか。

Q 2-11 補助対象外となる性風俗営業等事業者とは、どのような事業者ですか。

Q 2-12 県外に本社を置き、県内に支店がある事業者は対象となりますか。

Q 2-13 第三セクター(自治体等の資本有等)は対象となりますか。

Q 2-14 社会福祉法人、財団法人、社団法人は対象となりますか。

Q 2-15 対象となる組合には、どのようなものが該当しますか。

【特別枠について】・・・P12～

Q 3-1 特別枠の採択基準などがありますか。

Q 3-2 企業間連携「ワンチームとやま枠」に申請するにあたって、中小企業と小規模企業の連携の場合、補助率は3/4と4/5のどちらになりますか。

Q 3-3 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、大企業との連携も対象となりますか。

Q 3-4 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、代表者が同じ企業2社を含む連携も対象となりますか。

Q 3-5 企業間連携「ワンチームとやま」枠において、連携事業者間での受発注経費は補助対象になりますか。

Q 3 - 6 業態転換・事業承継枠の申請要件などがありますか。

Q 3 - 7 業態転換・事業承継枠では、事業承継にあたって発生する設備の処分費用も対象となりますか。

Q 3 - 8 個人事業主である親から子への代替わりについても、業態転換・事業承継枠の対象になりますか。

Q 3 - 9 DX 枠の申請要件は。

【補助対象事業について】・・・P15～

Q 4 - 1 第2次募集では4月1日以降に実施した事業が対象とのことですが、3月31日に見積りを徴収し、4月1日に購入費用を支払った備品の購入費用は補助対象になりますか。

Q 4 - 2 第2次募集において、4月1日以降に実施し、6月21日（火）（申請受付開始日）までに、支払い済みの経費は補助対象経費となりますか。対象となる場合、その経費は県内事業者に発注したものでなければなりませんか。

Q 4 - 3 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。

Q 4 - 4 手引き3頁に記載されている他の助成制度との事業費や内容の棲み分けは、具体的にどうすればよいですか。

Q 4 - 5 県が主催するイベント等への出展料は補助対象ですか。

Q 4 - 6 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。

Q 4 - 7 複数者からの見積りは必須ですか。また、押印付が必須ですか。

Q 4 - 8 グループ企業からの見積りでもよいですか。

Q 4 - 9 設備・備品の導入、工事の発注について、県外事業者への発注でも認められる場合がありますか。

Q 4 - 10 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。

Q 4 - 11 保証料（購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合）は対象となりますか。

Q 4-12 県外に本社がある例えば家電量販店などの県内店舗への発注は認められますか。

Q 4-13 ECモール出店登録料とはどのような経費ですか。

Q 4-14 個室にするための間仕切り工事は対象となりますか。

Q 4-15 広告宣伝費はどのようなものが対象となりますか。

Q 4-16 テレワークやテレビ会議に用いるパソコンやタブレット、DXを進めるためのクラウド活用に伴うサーバー機導入は、補助対象経費になりますか。

Q 4-17 パソコンのリース費用は対象となりますか。

Q 4-18 マスクや消毒液、割り箸や弁当容器などの消耗品は対象となりますか。

Q 4-19 感染症対策のための空気清浄機機能付きの家庭用エアコンの購入は助成の対象となりますか。

Q 4-20 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象になりますか。

Q 4-21 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。

Q 4-22 中古商品は対象経費として例外なく認められないのでしょうか。

Q 4-23 駐車場の整備は補助対象となりますか。

Q 4-24 新商品開発は新型コロナウイルス感染症対策のものである必要がありますか、また自社にとっての新商品であればよいですか。

Q 4-25 補助対象経費としての車両導入はキッチンカーのみが対象ですか。

Q 4-26 建設現場における熱中症対策のための特殊作業服等は補助対象となりますか

【申請書類について】・・・P21～

Q 5-1 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか。

Q 5 - 2 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りえますか。

Q 5 - 3 月間事業収入がわかるものとは具体的にどのようなものですか。

Q 5 - 4 営業許可証がなくなった。店に提示している許可証の写真ではだめですか。

Q 5 - 5 営業許可証が先代の名義や、妻の名義となっており、申請者と違いますがよいですか。

Q 5 - 6 本人確認書類は1種類でよいのでしょうか。

Q 5 - 7 本人確認書類は身体障害者手帳の写しでもよいのでしょうか。

Q 5 - 8 申請書や誓約書には押印が必要ですか。

Q 5 - 9 設備、備品の導入、工事の発注について、県内事業者が発注する際の複数事業者からの見積りについては、少額であっても必要ですか。

Q 5 - 10 上記見積り書はいつ提出すればよいですか。

Q 5 - 11 飲食業は営業許可証（写）の提出は必須条件ですが、ほかの業界（建設業とか不動産業とか塗装業等）は不要ですか。

Q 5 - 12 組合での申請の場合、＜様式第1号の4 売上高減少確認書＞の売上高には、どの収益を記載すればよいですか。

**【補助金の支払いについて】・・・P22～**

Q 6 - 1 概算払いが認められるのはどのような場合ですか。

Q 6 - 2 事業完了後、補助額（税抜）が10万円を下回った場合はどうなりますか（通常枠の場合）。

**【その他】・・・P23～**

Q 7 - 1 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。

Q 7 - 2 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。

Q 7-3 実績報告時に提出する写真はどのようなものを撮影すればよいですか。

Q 7-4 オンライン申請の場合、実績報告もオンラインで可能ですか。

Q 7-5 補助対象品の購入の際のレシートの扱い（支出証拠書類として）について

Q 7-6 補助対象期間中に、事業に係る支出や導入する設備の設置等が間に合わない場合は実績報告を遅らせることはできますか。

【省エネ・コスト削減枠について】・・・P24～

Q 8-1 省エネ・コスト削減枠の申請要件は。

【申請受付について】

Q 1-1 「内容審査のうえ、先着順に受付」とありますが、内容審査はどのような審査ですか。

A 内容審査は、申請書類に不備がなく形式上整っているかに加え、事業内容が適切か、具体的で実現性が高いか、事業効果が大きいかなどについて審査します。特に事業効果については、技術面（取組み内容の革新性、優位性）、事業化面（市場ニーズの有無、費用対効果）、政策面（地域経済への波及効果）といった視点で審査し、効果が大きいものから優先的に採択とします。このため、事業内容を精査のうえ申請してください。

申請状況によっては、募集期間中であっても受付を終了することがありますので、ご了承ください。ただし、申請書に不備等があった場合は、受付期間内に再度提出いただく必要がありますのでご注意ください。

Q 1-2 オンライン申請と郵送申請で、必要書類は異なりますか。

A 同じです。ただし、オンライン申請の場合、交付申請書（様式第1号）は申請フォームにて必要事項を入力いただくこととなります。それ以外の関係書類については、申請フォームにPDFファイル（又はzipファイル）で添付し申請いただきます。

Q 1-3 郵送申請にあたり、募集開始前に発送してもよいですか。

A 募集開始日の6月21日（火）以降の消印（発送）のものとしします。よって、6月21日（火）より前に郵送されたもの（6月20日（月）以前の消印のもの）や、持参やポストへの投函など郵送以外の方法で提出されたものは対象外となりますのでご注意ください。

なお、稀にメール便等で申請書を送ろうとされる方がおられますが、申請書は信書に該当し、通常のメール便では送ることはできません。郵送又は信書を扱うこと

が可能な輸送サービスをご利用ください。

Q 1-4 第1次募集で不採択となった場合、第2次募集への申請は可能ですか。また、第1次募集で採択となった場合、第2次募集にも申請することは可能ですか。

A 第1次募集で不採択となった場合は、事業内容を再度ご検討、見直しいただいたうえで、第2次募集に申請が可能です。一方、第1次募集で採択となった場合は、第2次募集の通常枠及び特別枠に申請することはできませんが、省エネ・コスト削減枠への申請は可能です。

Q 1-5 令和3年度までに実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」「ミニリバイバル補助金」「IoT・AI活用ステップアップ補助金」の採択事業者も申請可能ですか。

A 申請可能です。

Q 1-6 全体の予算額はいくらですか。

A 本事業の全体の予算額は30億円となっています。第1次募集分で10億円、第2次募集分で20億円です。（※第2次募集分の実施については、県の令和4年度6月補正予算の成立が条件となります。）

Q 1-7 採択倍率はどのくらいになりますか。

A 申請状況によって変化しますが、令和3年度に実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」については、約1.3倍の倍率となりました。

Q 1-8 通常枠と特別枠の両方に申請することはできますか。

A できません。通常枠と特別枠は1事業者につき1回限りであり、どちらかを選択して申請してください。ただし、「ワンチームとやま」枠において企業間連携の代表でない事業者については、同枠での申請と異なる事業内容であれば、通常枠への申請も可能です。

Q 1-9 通常枠又は特別枠と省エネ・コスト削減枠の両方に申請することはできますか。

A 申請可能です。1事業者につき、通常枠又は特別枠のいずれかで1回、省エネ・コスト削減枠で1回の申請が可能です。ただし、通常枠と特別枠の両方の申請はできません。（Q 1-8 参照）

#### 【補助対象者について】

Q 2-1 売上の減少が要件とのことですが、具体的にどれくらい減少していることが必要ですか。

A 少しでも売上が減少していれば対象となります。具体的には、様式第1号の4「売

上減少確認書」に記載いただく、令和3年9月から直近（申請日の属する月の前月）までのうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（令和元年度）の同3か月の合計売上高と比較して減少していることが要件となります。

※ 募集の手引き（以下、「手引き」という。）P4参照

## イメージ

直近月	令和3年（2021年）				令和4年（2022年）				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
比較する 令和元年度	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2019年 4月	2019年 5月

※ コロナ前と比較するため、第2次募集において、直近の令和4年4月又は5月を選択した場合は、2019年4月、5月との比較となる点に留意

※ 本事業で比較するコロナ前は2019年4月～2020年3月になります。

### Q2-2 利益率の減少が要件とのことですが、どのように確認すればよいですか。

A 具体的には、様式第1号の5「利益率減少確認書」に記載いただく、令和3年9月から直近（申請日の属する月の前月）までのうち、任意の3か月の売上総利益率又は営業利益率と、コロナ以前（令和元年度）の同3か月の同利益率を比較し、減少率が5%以上であるかを確認してください。

（例）任意の3か月 R3.9、R4.2、R4.4 の売上総利益率が 30%、

コロナ以前の同3か月 R1.9、R2.2、H31.4 の売上総利益率が 32% の場合の利益率の減少率は

$$\frac{30 - 32}{32} \times 100 = \Delta 6.25\%$$

### Q2-3 利益率の減少が確認できる書類がない場合はどうすればよいですか。

A 経理ソフトやエクセルデータのほか、手書きの台帳のコピー等でも構いませんので、対象月の月間事業収入及び原価等がわかるものを作成しご提出ください。

また、上記書類のほか、追加で確認資料（決算書又は確定申告書等）の提出を求める場合があります。

### Q2-4 売上総利益率とはどのようなものですか。

A 売上高に対して、売上総利益が占める割合を示す財務指標です。

売上総利益は売上高から売上原価を差し引いたものです。

売上総利益 = 売上高 - 売上原価

売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100



Q2-7 利益率の減少率が5%以上となるのはどのような場合ですか。

A 以下に例を示します。

(例1) 売上高が変わらず、売上原価が3%増加した場合の売上総利益率

	令和3年9月以降の 任意の3か月合計	コロナ以前の 同3か月合計
売上高	3,000 千円	3,000 千円
売上原価	2,163 千円	2,100 千円
売上総利益	837 千円	900 千円
売上総利益率	27.9%	30.0%

売上高 (300 万円)

直近任意の 3か月	売上原価 (216 万 3 千円)	売上総利益 (83 万 7 千円)
	売上高 (300 万円)	
コロナ前の 同3か月	売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)

売上総利益率の減少率

$$\frac{27.9 - 30.0}{30.0} \times 100 = \Delta 7.0\%$$

(例2) 売上高が5%増加し、売上原価が8%増加した場合の売上総利益率

	令和3年9月以降の 任意の3か月合計	コロナ以前の 同3か月合計
売上高	3,150 千円	3,000 千円
売上原価	2,268 千円	2,100 千円
売上総利益	882 千円	900 千円
売上総利益率	28.0%	30.0%

売上高 (315 万円)

直近任意の 3か月	売上原価 (226 万 8 千円)	売上総利益 (88 万 2 千円)
	売上高 (315 万円)	
コロナ前の 同3か月	売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)

売上総利益率の減少率

$$\frac{28.0 - 30.0}{30.0} \times 100 = \Delta 6.6\%$$

Q 2-8 新しく創業した事業者でも、補助対象となりますか。

A 対象となりません。

※ 2020年2月以降に創業した場合、比較できるコロナ前の売上等が2020年2月分と3月分しかないため、申請することができません。

Q 2-9 コロナ前の令和元年度は個人事業主でしたが、コロナの期間に法人成りしました。この場合、補助対象となりますか。

A 同一の事業を引き続き実施していると確認できる場合は対象となります。事業譲渡証明書を申請時に提出してください。

Q 2-10 一般財団法人、社会福祉法人、学校法人や複数の者で作った団体(任意団体)などは補助対象となりますか。

A なりません。補助対象者については、①中小企業者又は小規模企業者、②NPO法人、③医療法人、④中小企業等経営強化法に基づく組合を対象としています。詳細は、手引きP5「対象事業者の範囲」を確認ください。

※ ①に該当するかは、中小企業庁のホームページ

FAQ「[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)」を参照

なお、個人事業主やフリーランスは、中小企業者又は小規模企業者のいずれかに該当します。

Q 2-11 補助対象外となる性風俗営業等事業者とは、どのような事業者ですか。

A 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者です。

Q 2-12 県外に本社を置き、県内に支店がある事業者は対象となりますか。

A 県内に主たる事務所、事業所がある必要※があり、対象となりません。ただし、特別枠の企業間連携「ワンチームとやま」については、県内事業者が中心となる連携事業であれば、県外企業との連携や大企業との連携も可能です。

※ 本社登記が県内にあるかどうかで判断します。本社登記が県外の場合は対象となりません。補助事業期間中に県外移転があった場合は、交付決定を取り消します。

Q 2-13 第三セクター(自治体等の資本有等)は対象となりますか。

A 対象となります。(資本構成の中に自治体等、中小企業者以外が入っていても対象となります。)

Q 2-14 社会福祉法人、財団法人、社団法人は対象となりますか。

A 原則、対象外ですが、医業を主たる事業とする上記法人は対象となります。(医療法人も対象となります)

Q 2-15 対象となる組合には、どのようなものが該当しますか。

A 中小企業等経営強化法に基づく組合で売上が減少している組合が対象となります（事業協同組合や商工組合、企業組合、協業組合のほか、特別の法律により設立された組合のうち中小企業等経営強化法施行令で定められているもの（例：生活衛生同業組合、酒造組合など））。

- ・対象となる組合は、以下の表に該当する組合になります。
- ・該当しない組合は対象となりません。（例：農業協同組合法に基づき設立される農業協同組合や水産業協同組合法により設立される漁業協同組合など）

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 <sup>注1</sup>
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 <sup>注2</sup>
内航海運組合、内航海運組合連合会 <sup>注3</sup>
技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業であるもの）

注1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

【特別枠について】

Q 3-1 特別枠の採択基準などがありますか。

A 特別枠は、通常枠より補助率や上限額を高く設定しています。このため、通常枠と比較し、優れた事業提案を採択します。

効果的な事業であり大きな経済波及効果が見込まれる、又は、独自性があり、先

駆的、革新的であるなど、地域経済を牽引するモデルとして期待できる事業を優先的に採択します。

Q3-2 企業間連携「ワンチームとやま枠」に申請するにあたって、中小企業と小規模企業の連携の場合、補助率は3/4と4/5のどちらになりますか。

A 連携事業者の事業者区分（中小企業者、小規模企業者）の構成割合により決定します。同数の場合は、代表事業者の事業者区分の補助率を適用します。

（例）中小企業3者、小規模企業2者の場合 → 中小企業者として申請

同数の場合は、申請を行う、事業の中心となる代表事業者が事業者区分（中小企業者又は小規模企業者）により判断します。

なお、事業期間中に連携事業者数の変更等があった場合、内容によっては、補助率の変更や、交付決定の取り消しとなることがあります（中小企業と小規模企業者の構成割合に変更がある場合や、連携を取り止めた場合など）。

Q3-3 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、大企業との連携も対象となりますか。

A 大企業との連携も可能ですが、大企業が負担する経費については補助対象外とします。この場合、補助率は、大企業を中小企業としてカウントし決定します。

また、大企業以外でも、学校法人や農事組合等など、中小企業・小規模企業者以外の事業者が連携に入ることは可能ですが、中小企業者・小規模企業者以外が支払う経費については補助対象外となります。

Q3-4 企業間連携「ワンチームとやま」枠では、代表者が同じ企業2社を含む連携も対象となりますか。

A 対象となりません。グループ企業や資本関係上で連携参加企業の資本が50%以上入っている企業は対象となりません。

Q3-5 企業間連携「ワンチームとやま」枠において、連携事業者間での受発注経費は補助対象になりますか。

A 対象となりません。連携にあたり、第3者へ発注する備品や原材料等の経費が対象となります。

Q3-6 業態転換・事業承継枠の申請要件などはありますか。

A 事業内容が次のいずれかに該当する事業が対象となります。

（1）業態転換等を伴う事業

業態転換等による事業構成の見直し、再構築を図る補助事業の実施により、売上高全体に占める補助事業が含まれる事業分野<sup>※1</sup>の構成比が、事業実施前と比較し将来的（3～5年以内）に20ポイント<sup>※2</sup>程度増加すると見込まれること。

※1 商品やサービスごとにある程度のまとまりをもって分野別に分類した

もの（決算報告書上の事業部門別や地域別等の情報区分）

※2 例：事業に占める構成比が10%から40%になった場合→30ポイント増加

(2) 事業承継<sup>※1</sup>を契機に取り組む意欲的な事業

承継事業者が事業承継を契機に取り組む新商品・サービスの開発や販路開拓等の意欲的な事業<sup>※2</sup>で次の要件ア及びイを満たすもの

※1 被承継者から経営資源の全部又は一部を承継すること

※2 事業承継に関連した手続きや資産算定・評価等も補助対象となるが意欲的な事業が必須

※3 原則、被承継者が支出した費用は補助対象となりません。

ア 現在、事業承継に向けて取り組んでいる、又は、これを機に事業承継に着手するものであり、かつ、令和5年1月13日（金）までに承継が完了（完了見込みを含む。）する、又は、将来的（2年以内）に完了する見込みであること

※ 承継が完了したら、それを証明する書類（登記簿謄本等）を追って提出してください。

イ 経営実態がない事業者からの承継やグループ企業等（資本関係を有する親会社や子会社、これらに相当する関係にある事業者等）からの承継ではないこと

(3) 事業承継の時期について

事業承継枠については、事業承継中、或いはこれから事業承継を予定している事業が対象であり、第2次募集分については、令和4年4月1日以前に事業承継が完了している事業は対象となりません。

しかし、通常枠で申請できる可能性があります。（例えば承継元から完全に引き継いでいるような場合（社名が変わって事業はそのままというような、事業に継続性が見られる場合）は、承継元の確定申告や決算書を売上減少を確認するための添付書類として提出できる場合は通常枠での申請可）

Q3-7 業態転換・事業承継枠について、事業承継にあたって発生する設備の処分費用も補助対象となりますか。

A 対象となります。ただし、事業承継を契機に取り組む新商品・サービスの開発、提供や販路開拓等の意欲的な事業の実施が必須です。事業承継に関連した手続きや資産算定・評価、処分費用等のみの場合は対象となりません。

※詳細は手引きP9を参照ください。

Q3-8 個人事業主である親から子への代替わりについても、業態転換・事業承継枠の対象になりますか。

A 対象となりますが、意欲的な事業（親の代では取り組んでいなかったような事業など）の実施が必須です。この場合、売上高減少確認書に記載する売上高は、親の代における売上高になります。

また、本補助金では、承継事業者において発生した経費のみを対象としています。親から子への代替わりについては、やむを得ない事情により、親名義で支払った経費も対象となる可能性がありますので、その場合は、事務局に相談してください。事情により、親名義で支払いが認められたにも関わらず、事業承継が取り止めとなった場合は、補助金の返還が発生しますので、ご注意ください。

Q3-9 DX 枠の申請要件は。

A ビジネスモデルの変革や業務プロセスの最適化を図る事業で、事業完了後1年以内に、労働生産性が3%以上向上することが見込まれるものが対象となります。

申請様式の第1号の2の4により、事業完了後1年以内に、労働生産性が3%以上向上する見込みであることを示してください。

<対象となる事業例>

- ・食品製造業における AI を活用した需要予測システムの開発
  - ・製造業における検査工程を自動化するカメラ検査機器の導入、品質管理や作業工程管理システムの導入
  - ・宿泊業における予約・接客業務の一元管理システムの導入
- ※ 上記はあくまで例であり、事業者の皆様からの意欲的な取り組みをお待ちしております。

<対象とらない事業例>

- ・テレワーク推進やビデオ会議等のためにパソコンやタブレット等を社員に支給する事業
- ※ DXの前段となるような取り組みは、通常枠「デジタル化」の対象事業

【補助対象事業について】

Q4-1 第2次募集では4月1日以降に実施した事業が対象とのことですが、3月31日に見積りを徴収し、4月1日に購入費用を支払った備品の購入費用は補助対象になりますか。

A 対象になりません。第2次募集では令和4年4月1日～令和5年1月13日の補助対象期間内に支出しているだけでなく、見積りを徴収する行為についても、4月1日以降である必要があります。

なお、申請時には見積書を添付いただく必要があり、実績報告時には補助対象期間に支出していることがわかる領収書などの提出が必要となります。

Q 4-2 第2次募集において、4月1日以降に実施し、6月21日（火）（申請受付開始日）までに、支払い済みの経費は補助対象経費となりますか。対象となる場合、その経費は県内事業者に発注したものでなければなりませんか。

A 補助対象経費として認められます。この場合でも、原則として県内事業者が発注したものでなければ補助対象経費として認められません。（Q & A 4-8 の場合を除く。）

Q 4-3 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。

A この補助金は、国や県が助成する他の制度と重複する事業（国や県等の他の補助金も活用し、補助金の二重交付となる場合）は対象となりません。ただし、重複しない異なる事業（補助対象経費が異なるもの）の場合は活用可能です。

補助金の二重交付とは・・・  
各補助金で定められている補助率を上回って補助金が交付され、事業者負担部分が減少している状況を指します。（例：補助率2/3の場合、事業者負担は1/3、この額が減少する場合は、別の補助金と二重に交付されていることとなり、同時に活用できません。

Q 4-4 手引き3頁に記載されている他の助成制度との事業費や内容の棲み分けは、具体的にどうすればよいですか。

A 事業の実施にあたって、事業費をそれぞれ明確に区分し、別々の事業として管理してください。また、請求書等の経理を分けてください。

なお、請求額を区分できない場合は金額の内訳を追記するなど、経費を明確に分割して記載してください。（例：請求額100万円のうち、中小企業ビヨンドコロナ補助金の補助対象経費は50万円 等）

以下、当機構が実施するチャレンジファンドとの棲み分けの例になります。

（参考図）

A：中小企業ビヨンドコロナ補助金  
45万円（税抜）

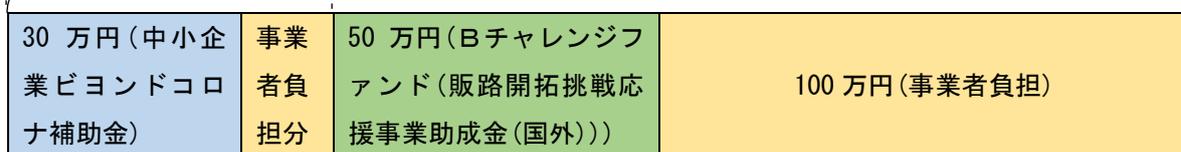
A：「中小企業ビヨンドコロナ補助金」	
事業費（税抜）	45万円
補助金（中小企業：2/3）（税抜）	30万円
事業者負担（1/3）（税抜）	15万円



C：A+Bチャレンジファンド（販路開拓挑戦応援事業助成金）

195万円（税抜）

B：チャレンジファンド（販路開拓挑戦応援事業助成金（国外））	
事業費（税抜）	150万円
補助金（1/3）（税抜）	50万円
事業者負担（2/3）（税抜）	100万円



150万円（税抜）

A、Bについて、事業費を棲み分け、重複していなければ、補助金の二重交付にならないため、同時に活用可能

例えば、3Dプリンタ（仮に「3DプリンタA」とします。）を整備するにあたって、「チャレンジファンド」を活用したとします。この「3DプリンタA」の経費に対して事業者負担が減少する場合は「中小企業ビヨンドコロナ補助金」を活用することはできません。ただし、「チャレンジファンド」を活用していない別の「3DプリンタB」を整備する場合に、経理を分けることで、「3DプリンタB」に対しては「中小企業ビヨンドコロナ補助金」を活用することができます。

Q4-5 県が主催するイベント等への出展料は補助対象ですか。

A 県が主催するイベントや展示会などの催事への出展料は対象となりません。

Q4-6 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。

A 必ず「消費税及び地方消費税額」を除いた税抜額で記載してください※。

通常枠の場合、補助金の下限が税抜10万円であるため、補助対象経費については、中小企業者の場合は税抜15万円以上、小規模企業者は税抜13.4万円以上である必要があります。これらを下回る場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。（税込で計算すると中小企業者は税込16.5万円以上、小規模企業者（個人事業主及びフリーランス含む）は税込14.8万円以上の事業であることが必要）また、補助金の交付決定後、補助対象事業費が30%以上変動する場合は、変更申請が必要となりますので、精査のうえ提出してください。

※ 補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。この場合、実質的に補助金の二重交付となるため、この補助事業では、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

※ 「はがき」や「切手」などの通信費も補助の対象となりますが、税抜きで計上するよう注意してください。

Q4-7 複数者からの見積りは必須ですか。また、押印付が必須ですか。

A 発注（委託）先の選定にあたっては、金額の多寡にかかわらず、1件の発注（委託）ごとに、見積り徴取を行ってください。この場合、経済性の観点から、原則として、複数者から見積りを徴取してください（10万円以下の備品は1社からの見積書だけでも可（ただし、PC又はタブレット端末など汎用性が高い備品の場合は、10万円未満でも複数事業者からの見積りが必要）。ただし、発注する事業内容の性質上、複数者からの見積りが困難な場合、該当する事業者1社から見積り聴取を行い契約先とすることが可能です。この場合、その理由を明記した書類（任意様式）の提出が必要です。

押印付については原則、必須です。しかし、展示会出展等に係る見積書は、展示会事務局が発行しているチラシ（小間代等金額の記載入）等でも代用可能です。

Q4-8 グループ企業からの見積りでもよいですか。

A グループ企業からの見積りも可としますが、その場合、価格の妥当性を担保するため、（10万円以下の備品であっても）見積金額を問わず、複数者からの見積り提出してください。

Q4-9 設備・備品の導入、工事の発注について、県外事業者への発注でも認められる場合がありますか。

A 原則として認められません（特別枠の「DX」枠を除く）。ただし、事業実施にあたって、どうしても県外事業者への発注が必要である場合に限り、「QA4-7の提出書類（任意様式）」を元にその理由を審査し認められる場合があります。（例：WEB広告など、県内外に広く発信するための経費や県内では調達できない特殊な設備の購入費用など）

なお、この場合、審査の際に減点調整の対象となりますので、ご了承ください。

Q4-10 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。

A 売上向上や、環境改善など補助事業の実施に必要な不可欠と認められるもので、原則として県内の事業者から調達したものに限り対象となります（インターネット通販で購入する場合も県内の事業者からの購入に限り可）。ただし、対象外となるものもありますので、手引きP19をご確認ください。

Q4-11 保証料（購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合）は対象となりますか。

A 保証料は対象となりません。

Q4-12 県外に本社がある例えば家電量販店などの県内店舗への発注は認められますか。

A 認められません。原則として県内事業者への発注が条件となりますので、地域の家電等取扱事業者や県内の情報通信サービス事業者等に発注をお願いいたします。  
※ 発注先が県内事業者かどうかは、補助対象者同様、本社登記が富山県内かどうかにより判断します。

Q4-13 ECモール出店登録料とはどのような経費ですか。

A ECモールにお店を出すにあたって発生する初期の登録料が対象となります。また、毎月発生する基本料なども対象となります。ただし、実際の売上に応じて支払うような経費は対象となりませんので、ご注意ください。

Q4-14 個室にするための間仕切り工事は対象となりますか。

A 補助事業の実施に必要な工事等については、原則として県内事業者が発注したものであれば対象とします。

Q 4-15 広告宣伝費はどのようなものが対象となりますか。

A 新聞やフリーペーパー等への掲載、折込チラシのほか、テレビCMやWEB広告の掲載など幅広く対象となります。単一の媒体のみを活用した事業も申請いただけますが、他の申請事業と比較して、採択の優先度が低くなる可能性がありますので留意ください。

なお、いずれの媒体を活用する場合においても、本補助金を受けた事業であることを広く周知するため、「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金活用事業（令和〇年〇月〇日作成）」と明記ください。

※ 広告宣伝費については、実績報告時に必要な書類が広告の内容によって異なるため、ご注意ください。（例：TVCMであれば放送確認書など）詳しくは募集の手引きP15をご確認ください。

Q 4-16 テレワークやテレビ会議に用いるパソコンやタブレット、DXを進めるためのクラウド活用に伴うサーバー機導入は、補助対象になりますか。

A PC、タブレット端末やサーバー機については、通常枠のデジタル化でテレワークやテレビ会議、出張先での活用に用途を限定する場合や、特別枠③DXにおいて、補助事業の実施にあたって必要不可欠である場合において、補助事業以外での使用をしない場合に限り補助対象とします。

なお、補助事業以外での使用が確認された場合、補助金を返還していただきます（申請様式第1号の誓約に記載のとおり）。

※ 中小企業ビヨンドコロナ補助金では、パソコンのサイズ制限等はありません。

Q 4-17 パソコンのリース費用は対象となりますか。

A 補助事業の実施に必要と認められれば、原則として県内事業者が発注したものに限り、パソコンのリース費用も対象となります。ただし、リース期間が、補助対象期間である令和4年4月1日から令和5年1月13日までの期間（※第2次募集の場合）を超える場合は、令和4年4月1日から令和5年1月13日までの期間に係る費用のみを対象とし、年額等の場合は日割で計算します。

Q 4-18 マスクや消毒液、割り箸や弁当容器などの消耗品は対象となりますか。

A 対象となりません。ただし、医療現場や建設現場などにおいて使用する防護服や熱中症対策のための空調作業服などは、事業を行ううえで必要と認められる場合に限り対象となります。

※ 今回の補助金では、使い捨てとなる消耗品は補助対象外です。テイクアウト事業を始めるにあたって必要となる弁当容器等のデザイン費は対象となります。

Q 4-19 感染症対策のための空気清浄機機能付きの家庭用エアコンの購入は助成の対象となりますか。

A 汎用性が高く目的外使用になりうる備品（生活家電等）は対象となりません。ただし、用途を補助事業に限定していると判断できる場合に限り、対象となり得ます。（例：飲食店において感染症対策のため、客席に空気清浄機機能付きエアコンを設置したり、テイクアウト事業のため、冷蔵冷凍庫を導入するなど、設置場所を容易に変更できないと判断できるもの）  
なお、補助事業以外での使用が確認された場合、補助金の返還が発生します（※申請様式第1号の誓約に記載のとおり）。

Q 4-20 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象となりますか。

A 事業の実施に必要な臨時雇用に係る人件費は対象となります。経費区分上は雑役務費として整理してください。常時雇用される場合は対象となりません。

Q 4-21 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。

A 事業実施にあたって必要不可欠と認められるもの（事業に対するアドバイザーに払う費用等）については、審査のうえ対象とします。人材派遣に係る紹介手数料については対象となりません。また、手引きP19にもあるとおり、税務申告書、決算書等作成のために公認会計士等に払う費用や、訴訟等のための弁護士費用、補助金交付申請書等の書類作成に係る費用は対象となりませんのでご注意ください。

Q 4-22 中古商品は対象経費として例外なく認められないのでしょうか。

A 事業に必要であり、市場価格と比較して、価格設定が適正であると判断できるものについては、対象とします。価格の適正については、3者以上の中古品流通業者から徴取した型式や年式が記載された見積もりをもって判断します。

Q 4-23 駐車場の整備は補助対象となりますか。

A 飲食店等で売上向上につながるものに限り、対象となります。ただし、土地の購入経費等（不動産の取得）は対象となりませんのでご注意ください。

Q 4-24 新商品開発は新型コロナウイルス感染症対策のものである必要がありますか、また自社にとっての新商品であればよいですか。

A 新型コロナウイルス感染症対策のものである必要はありません（売上向上や業務の効率化等でも可）。また、自社にとって新商品であれば補助対象経費となります。

Q 4-25 補助対象経費としての車両導入はキッチンカーのみが対象ですか。

A 通常枠又は特別枠においては、キッチンカー以外にも、特殊な設備が搭載される車両等は対象となります。例えば、クレーン付車両や高所作業車両等。（宅配のため

の車両については、冷凍、冷蔵設備が搭載されたものであれば対象となります。)

また、省エネ・コスト削減枠においては、事業の用に供する営業車や運送用自動車等についても、更新する場合に限り対象とします。

Q 4-26 建設現場における熱中症対策のための空調作業服等は補助対象となりますか。

A 対象となります。

#### 【申請書類について】

Q 5-1 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか。

A 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。

(法人番号公表サイト「<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>」)

Q 5-2 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りませんか。

A 税務署の受付印・受信通知がなくても問題ありません。

Q 5-3 月間事業収入がわかるものとは具体的にどのようなものですか。

A 仕入帳簿、現金出納帳、商品有高帳等で、売り上げ減少確認書で報告する月の収入状況がわかるものです。経理ソフトやエクセルのデータのほか、手書きの台帳のコピーでも可とします。

Q 5-4 営業許可証がなくなった。店に提示している許可証の写真ではだめですか。

A 今回の補助金は許可証の写真でも可とします。ただし、再発行の手続きはとってください。

Q 5-5 営業許可証が先代の名義や、妻の名義となっており、申請者と違いますがよいですか。

A 今回の補助金はそれでも可とします。ただし、実態に則して名義変更の手続きをとられるようお願いいたします。

Q 5-6 本人確認書類は1種類でよいのでしょうか。

A 運転免許証、パスポート等の氏名、住所、生年月日が確認できる写真付の公的機関が発行している証明書類のいずれか1つで構いません。

Q 5-7 本人確認書類は身体障害者手帳の写しでもよいのでしょうか。

A 写真、氏名、住所、生年月日が確認できる頁の写しを添付いただければ、身体障

害者手帳でもかまいません。

Q 5 - 8 申請書や誓約書には押印が必要ですか。

A 不要です。

Q 5 - 9 設備、備品の導入、工事の発注について、県内事業者が発注する際の複数事業者からの見積りについては、少額であっても必要ですか。

A 10万円以上の場合に複数事業者からの見積りを行ってください。ただし、PC又はタブレット端末など汎用性が高い備品の場合は、10万円未満でも複数事業者から見積りを行ってください。1点あたり10万円未満であっても、複数導入することで10万円以上となる場合は、複数事業者から見積りが必要となります。

Q 5 - 10 上記見積り書はいつ提出すればよいですか。

A 申請時に収支計画書の添付書類として提出してください。

Q 5 - 11 飲食業は営業許可証（写）の提出は必須条件ですが、ほかの業界（建設業とか不動産業とか塗装業等）は不要ですか。

A それぞれの事業に許認可が必要な場合は、許認可等を取得していることがわかる書類の写しが必用です。（個人事業主のみ：手引きP6の※6）

Q 5 - 12 組合での申請の場合、＜様式第1号の4 売上高減少確認書＞の売上高には、どの収益を記載すればよいですか。

A 損益計算書の収益の部のうち事業収益に係るものを記載してください（賦課金等収入、事業外収益、特別利益は含めません）。

#### 【補助金の支払いについて】

Q 6 - 1 概算払いが認められるのはどのような場合ですか。

Q 事業実施にあたって、支出時期が明確であり、かつ差し迫っている場合について、必要性を審査したうえ、1/2以内の概算払いを判断します。残額については事業が完了した時点で、実績報告書を速やかにご提出いただければ、検査のうえ認められたものについて、支払い手続きを進めることができますので、可能な限り速やかに実績報告書の提出をお願いいたします。

Q 6 - 2 事業完了後、補助額（税抜）が10万円を下回った場合はどうなりますか（通常枠の場合）。

Q 下限の10万円を下回った場合は、補助金を交付できません。概算払いを受けていた場合は、その金額を返還していただくことになります。精査のうえ申請してください。

## 【その他】

Q7-1 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。

A 取得財産等については、下記の処分制限期間において、取得財産等管理台帳を（様式第7号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければなりません。

ア 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいずれか短い期間

イ PCやタブレット端末など汎用性が高い備品等については、アの規定にかかわらず事業が完了した日から5年

※ 補助事業で作成、整備した成果物が電子媒体（HP、動画、テレビCM等）の場合は、当該電子媒体において、「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金活用事業（令和〇年〇月〇日作成）」と表記ください。紙媒体（チラシ作成、広告掲載等）の場合についても、同様に表記ください。

Q7-2 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。

A 支払い関係書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。

Q7-3 実績報告時に提出する写真はどのようなものを撮影すればよいですか。

A 事業で購入した備品や、工事後（ホームページ作成については、完成したホームページのスクリーンショット）の写真を提出してください。

その際、標章を貼った箇所が写真で確認できるようにしてください。

※ 備品の設置や工事、ホームページのリニューアルを補助対象経費として申請する場合は、申請時に現況の写真を提出いただく必要があります。

Q7-4 オンライン申請の場合、実績報告もオンラインで可能ですか。

A オンラインか郵送のいずれかを選択できます。オンラインでの実績報告の方法については、採択事業者に改めてご連絡いたします。

Q7-5 補助対象品の購入の際のレシートの扱い（支出証拠書類として）について

A 少額の購入等における支出証拠書類としてのレシートは認めますが、レシートに記載される購入品の内容が明確に分からない場合が多いため、レシートの場合は必ずその内容を詳しく記載した別紙一覧表の提出を条件とします。

Q7-6 補助対象期間中に、事業に係る支出や導入する設備の設置等が間に合わない場合は実績報告を遅らせることはできますか。

A できません。補助対象期間中に事業を完了し、実績報告提出期限までに必ず実績報告書を提出してください。実績報告提出期限に間に合うよう余裕をもって事業計

画を立て、しっかりと進捗管理を行ってください。サプライチェーンの寸断・停滞により事業の実施に影響が出る場合は、代替品の利用等もご検討ください。

【省エネ・コスト削減枠について】

Q 8 - 1 省エネ・コスト削減枠の申請要件は。

A 燃料・電力の消費抑制又は原材料費等の削減を図る取組で、事業完了後に当該事業に係る生産コストが低減することが見込まれるものが対象となります。

申請様式の第1号の2の5により、事業完了後に生産コストが低減する見込みであることを示してください。

<対象となる事業例>

- ・ 高効率装置への更新による不良率の低下・消費電力削減
- ・ 原材料の変更に伴う製造設備の改修
- ・ 運送事業におけるハイブリッドカーや電気自動車への更新
- ・ 現有車両の低燃費化改修、エコドライブ支援システムの導入

※ 上記はあくまで例であり、事業者の皆様からの意欲的な取組みをお待ちしております。